

団体損害保険

この資料は概要を説明したものです。

ご加入にあたっては必ず「団体損害保険のご案内」および「重要事項説明書」をあわせてご覧ください。

目次	P1
損害保険の歴史	P2~3
保険のしくみ 5つの法則	P4~5
損害・傷害保険とは	P6~7
団体損害保険について	P8~11
団体損害保険に関する問い合わせ先	P12

損害保険の歴史

ケガをしたときや事故のときに役立つのが損害保険です。
そもそも「損害保険」のはじまりはいつ？

history①

損害保険の始まりはイタリアの海の上

古代ギリシャ時代の海上輸送では、嵐や海賊など予期せぬ危険に遭遇した場合、船と乗組員を守るため、やむを得ず積荷を海に捨てることもあり、その損害は、荷主と船主で負担するという習慣が生まれました。これが保険の考え方の始まりです。

その後14世紀になると航海が失敗したときは金融業者が積荷の代金を支払い、航海が成功したときには金融業者に手数料を支払うという仕組みをイタリアの商人たちが考え出し、それが「海上保険」に発展しました。



history②

近代的な保険の誕生

保険は海から陸に上がり、イギリスやドイツで陸上の生活における火災や盗難などの危険に対し、みんなで力を合わせて助け合う制度が生まれました。そして、1666年9月のロンドン大火を契機に海上保険をヒントに考案された火災保険が登場します。これは、過去の火災発生率と現在の建物数から保険料を設定したりするなど近代的な火災保険の原型となるものでした。

さらに産業革命の波とともに火災保険の需要が急速に増え、各地に多くの火災保険会社が設立されました。その後、市民生活の発展とともに個人生活から企業活動にかかわる分野まで保険がつけられるようになり、保険は身近なものとなりました。

損害保険の歴史

history③

日本でも損害保険は海の上から

日本の損害保険の歴史も海上運送から始まりました。16世紀から17世紀の初めに活躍した朱印船には、海難事故などの危険が高かったため「抛金（なげかね）」という制度が考え出されました。1航海につき金融業者が証文に基づいて金を貸し、無事に航海が終われば3～11割の利子をつけて元金を返済しますが、船が難破した場合は利子も元金も払わなくていいというものでした。



history④

近代的な保険制度は幕末に

近代的な保険制度は、幕末から明治維新にかけて外国から入ってきました。当初は、日本に居留する外国商社を対象にするものでしたが、文明開化の進展とともに日本資本の商社や日本人を対象にする保険会社も登場しました。

日本人自身による最初の損害保険業は、1869年に神奈川県の税関が保税倉庫内貨物について火災損傷の請負を行ったのがはじまりです。さらに1879年には日本初の海上保険会社が、1887年には日本初の火災保険会社が誕生しました。

history⑤

時代とともに変化する損害保険

資本主義の広がりとともに、日本の損害保険も発展し、1898年に保険業取締規則、1900年に保険業法と保険業法施行規則が公布され、保険事業の免許・監督制度が確立されました。第二次大戦後は、めざましい経済復興とともに損害保険事業も大きく成長しました。新しい時代のニーズに応える保険が多く登場し、現在、損害保険は社会基盤を支える重要な柱の一つになっています。

保険のしくみ 5つの法則

1 相互扶助

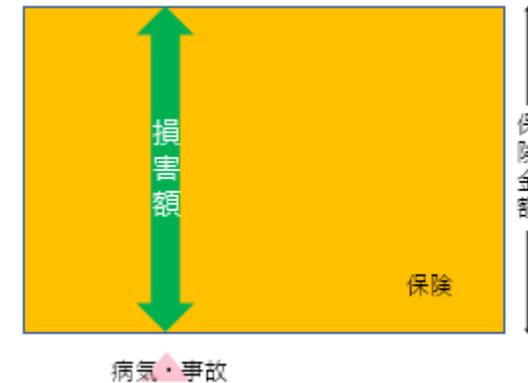
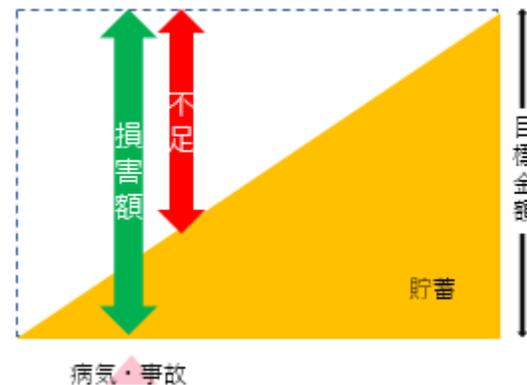
保険制度は、保険に入っている人々お互いになが少ずつお金を出し合って、その中の誰かが事故や災害で損害を被ったときに、出し合ったお金で補償する「相互扶助」の精神から生まれた助け合いの制度です。



2 安心の準備

保険以外のリスクに備える手段の一つとして、貯蓄があります。しかし、損害を被ったとき、十分な貯蓄があるとは限りません。

一方で保険は、保険期間を通じて十分な補償を得ることができます。こうした特徴から「貯蓄は三角、保険は四角」といわれています。保険に入るということは、「安心の準備」をするということです。

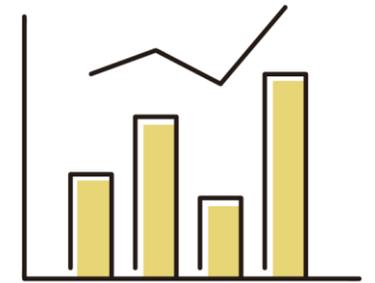


保険のしくみ 5つの法則

3 大数の法則

サイコロを振って1の目が出るかは偶然ですが、振る回数を増やすとその確率は6分の1に近づきます。このように確率が一定値に近づくことを「**大数の法則**」といいます。

損害保険では、この法則に基づいて、発生する災害や事故の頻度と、災害や事故によって生じる損害の程度を統計的に割り出し、年間の総損害額を算出することで適正な保険料水準を算定しています。



4 公平の原則

保険の仕組みにおいては、保険料は一律に設定されるのではなく、事故の確率の高低によって設定される保険料の水準も変わってきます。これを「**公平の原則**」といいます。

5 収支相等の原則

保険契約者から集めた保険料の総額（収入）と、保険会社が支払う保険金の総額（支出）を等しくし、妥当な保険料水準になるようにしているのが「**収支相等の原則**」です。

保険に加入している人すべてが支払った保険料の総額（収入）と保険会社が事故によって支払う補償（これを保険金といいます。）の総額（支出）が等しくなるように算出されています。

損害保険とは

損害保険は、偶然のリスクによって生じた損害をカバーするための保険です。

損害保険には様々な種類の保険があります。

互助会では団体損害保険として「傷害保険」を取り扱っています。

種類

- 自 賠 責 保 険 すべての自動車に加入が義務付けられている強制保険
自動車事故により、他人の生命、または身体に与えた損害を補償する保険
- 火 災 保 険 火災や自然災害などによる、建物や家財などの損害を補償する保険
- ゴルフアー保険 ゴルフプレー中に発生した賠償事故やケガなどによって被った損害について補償する保険
- 傷 害 保 険 **偶然な事故によるケガによって被った損害を補償する保険**

など

傷害保険とは

傷害保険とは

傷害保険は、「急激・偶然・外来の事故（突発的に、たまたま、身体の外部からの作用によって生じる事故）」によりケガをした結果、入院・通院したり、死亡したりした場合などに保険金が支払われる保険です。

ケガをして病院で治療を受けた場合には、健康保険などの公的な制度があるから大丈夫だと思っている人は多いかもしれませんが。しかし、入院するようなケガをした場合には、多額の入院費用がかかることもあり、その間に仕事ができず収入が途絶えてしまうといったこともあります。傷害保険は、このようなケガによって生じる様々な損害に備えるための保険です。

種類

傷害保険には、いくつかの種類があり、それぞれ補償される事故の範囲などが異なります。

(1) 普通傷害保険

最も基本的な傷害保険です。日本国内外を問わず、家庭内、職場内、通勤中、旅行中などで起こる急激・偶然・外来の事故によるケガ（死亡、後遺障害、入院・通院）が補償されます。

(2) 家族傷害保険

補償する危険（リスク）の範囲は普通傷害保険と同じですが、家族のケガも補償されます。

(3) 交通事故傷害保険

交通事故により被ったケガが補償されます。

(4) ファミリー交通傷害保険

補償する危険（リスク）の範囲は交通事故傷害保険と同じですが、家族のケガも補償されます。

団体損害保険について

3つの特長

■ 割安な保険料

団体割引が適用されるため、**個人で加入するより割安な保険料で加入できます。**

■ 補償の範囲、家族構成に応じた多彩なラインナップ

- ・ 家族プラン
- ・ 個人プラン
- ・ 交通事故プラン

■ 豊富な特約のバリエーション

5種類の特約の中から、必要な特約を選択できます。

※基本補償によりセットできるオプションは異なります。

加入及び補償の対象

家族プラン

会員本人が加入すれば、家族も保険金支払対象となるお得なプラン

個人プラン

会員本人と家族がそれぞれ個人ごとに加入者となる補償が充実したプラン

※家族プランと個人プランは日常のケガの補償に対応しています。

交通事故プラン

補償は交通事故のみに限定したシンプルなプラン

保険金お受け取り例



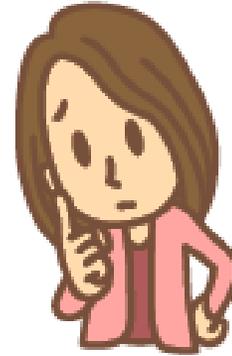
保険金お受け取り例

足を捻挫してしまいました。

通院 35日 140,000円のお支払い
(個人プランEにご加入の場合)

道を歩いていると車が通行してきたので、避けようとした際、バランスを崩して足を捻挫してしまいました。思った以上に通院日がかかりましたが、保険があったので安心しました。

不安ね…。



もしケガをして入院したらどうしよう…。

うちの両親もいい歳になってきて介護は他人事じゃないぞ…。
ちょっと真剣に考えなきゃいけないよな…。



心配だ…。



日常生活賠償

は、こんなときにお役に立ちます。

自転車による加害事故例

小学5年男子児童が、自転車に乗っていて、散歩途中の女性に激突。女性は頭の骨を折るなどして、意識が戻らない状態となった。

通勤途上の自転車による加害事故も補償



約**9,521**万円の賠償判決

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



レストランで他人にビールをこぼして洋服を汚してしまった!



駅のホームで急いで走っていたところ男性と衝突し、重傷を負わせてしまった。



子供が隣家の窓を割った。

補償する損害賠償リスクの範囲を拡大!

日本国内において誤って線路に立入り電車を遅らせてしまい、鉄道会社から賠償請求を受けた場合の損害も補償します。

3億円まで補償 さらに 示談交渉サービス付!!

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受します。

団体損害保険について

事業の内容

■加入資格

互助会員

■募集期間

- ・ 中途募集（新規のみ）

毎年4月から5月頃

（保険期間は7月1日から11月1日）

- ・ 本募集（新規・変更）

毎年9月頃

（保険期間は11月1日から翌11月1日）

※本募集期間中に変更の手続きがない場合は、毎年自動更新となります。

■申込方法

募集期間に配布する「団体損害保険加入申込票」を福利課互助福祉担当まで提出

■月額保険料の徴収

給与控除

※給与控除できない方は、払込または口座振替

■退職者の傷害保険

48歳以上で退職した場合、割安な保険料のままで原則70歳まで継続加入可能

※退職後に脱退した場合は再加入不可

団体損害保険に関する問い合わせ先

加入手続きについて

互助会担当窓口

一般財団法人埼玉県教職員互助会（埼玉県教育局教育総務部福利課互助福祉担当）
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5F
TEL 048-830-6706（受付時間 平日9：00～17：00）

保険内容等について

代理店・扱者

三井住友海上エージェンシー・サービス株式会社 埼玉支店（幹事代理店）
三井住友海上出資関連事業会社
〒330-0841 さいたま市大宮区東町2-20 三井住友海上大宮東町ビル3F
TEL 048-788-2560（受付時間 平日9：00～17：00）

ユナイテッド・インシュアランス株式会社
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-12-6 JS-1ビル5F
TEL 048-711-2505（受付時間 平日9：00～17：00）

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社（幹事保険会社） 埼玉支店埼玉第二支社
〒330-0841 さいたま市大宮区東町2-20 三井住友海上大宮東町ビル4F
TEL 048-644-6102（受付時間 平日9：00～17：00）

損害保険ジャパン株式会社